

千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市立保育所の民間移管に際し、保育内容等を移管先の民間保育園に円滑かつ確実に伝達し、児童の良好な保育環境が確保されるよう、当該移管先の民間保育園の整備・運営法人（以下「法人」という。）が実施する引継ぎ及び共同保育に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新施設長

法人と雇用関係にある者で、移管後に運営する民間保育園で施設長を務める予定であることをいう。

(2) 新主任保育士

法人と雇用関係にある者で、移管後に運営する民間保育園で主任保育士を務める予定であるもの又は市長が適当と認めるものをいう。

(3) 新保育士

法人と雇用関係にある者で、移管後に運営する民間保育園で保育士を務める予定であることをいう。

(4) 新栄養士

法人と雇用関係にある者で、移管後に運営する民間保育園で栄養士を務める予定であることをいう。

(5) 新看護師

法人と雇用関係にある者で、移管後に運営する民間保育園で看護師を務める予定のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市の定める引継ぎ・共同保育計画に基づき実施する次の各号に掲げるものとする。

(1) 引継ぎ

新施設長及び新主任保育士は、移管後の新園における児童の良好な保育環境を確保するため、児童一人ひとりの発達状況、保育経過及び個別配慮の内容等を確認するとともに、保育内容（地域活動等を含む）及び近隣の状況等を把握する。

また、新栄養士及び新看護師は、千葉市立保育所長と協議のうえ、必要に応じ給食提供、衛生管理等について引継ぎを行う。

(2) 共同保育

新保育士は、児童との信頼関係を築き、児童が移管後も安心して保育所生活を過ごせるよう、当該千葉市立保育所における保育に1日を通して従事し、当該千葉市立保育所における保育内容及び児童一人ひとりの発達状況等への理解を深める。

また、保育内容及び児童の発達状況等について、法人職員間で共有及び意見交換を行うため、当該千葉市立保育所内外で会議等を行う。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、法人として市長が決定した者とする。

(対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次のとおりとする。

対 象 経 費		補 助 額
引継ぎ	新施設長、新主任保育士、新栄養士及び新看護師（以下「引継ぎ従事職員」という。）の千葉市立保育所での従事に係る賃金	法人の給与規定、就業規則等（以下「規定等」という。）に基づき法人が引継ぎ従事職員に対して支払う月給を、規定等から算出した「月間の平均労働日数」で除した額に別表1に定める率を乗じて得た額（算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）と、別表2に定める額とを比較していずれか少ない額 なお、引継ぎ従事職員が時給制で雇用されている場合は、「月給」を以下に読み替える。 法人の規定等で定める「1日あたりの所定労働時間」及び規定等から算出した「月間の平均労働日数」を時給に乗じて算出した給与月額
	引継ぎ従事職員の千葉市立保育所での従事に係る交通費相当額	実費相当額（ただし、自宅から法人の勤務地までの通勤経路と重複する部分は除く）
共同保育	新保育士の千葉市立保育所での従事に係る賃金及び法定福利費	規定等に基づき法人が新保育士に対して支払う賃金の年間の総支給額、賞与及び法定福利費の合計額を12で除して得た額と、新保育士ごとに別表3に定める補助基準額に別表4で定める額を加えた額を算出した新保育士全員の合計額を比較していずれか少ない額（算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）
	法人が負担している新保育士の宿舍にかかる賃借料、共益費（管理費）、	別表5で定める額

	礼金及び更新料（以下「賃借料等」という。）	
	新保育士の共同保育に係る交通費相当額	実費相当額

（補助基準額の減額）

第6条 共同保育に係る別表3から別表5に定める補助基準額は、次に掲げるときに減額するものとする。

- （1）法人が新保育士を確保できない等の理由により、年度当初から共同保育を開始できないとき
- （2）新保育士が病気休業、育児休業、既存園での保育従事又は移管後の民間保育園の開園準備等で共同保育に従事できないとき
- （3）新保育士の退職等の理由により、共同保育に従事しなくなったとき

2 前項の規定による補助基準額の減算は、共同保育に従事できなかった新保育士について、別表3から別表5の規定に基づき算出した補助基準額を規定等から算出した「月間の平均労働日数」で除して得た額に従事できなかった日数を乗じて得た額を差し引いて行うものとする。

3 第1項第2号及び第3号の規定により、代替の新保育士が共同保育への従事を開始したときは、当該新保育士について、別表3から別表5の規定に基づき算出される補助基準額を規定等から算出した「月間の平均労働日数」で除して得た額に従事する日数を乗じて得た額を補助基準額加えるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （2）規則第4条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならないこと。
- （3）規則及びこの要綱を遵守すること。

（交付決定通知）

第9条 規則第6条の規定による交付決定通知は、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（交付決定の変更）

第10条 補助金の交付決定額の算定に係る日数等の変更により補助金の交付決定額を変更する必要があるときは、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付決定変更

申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、市長に補助金の交付決定の変更申請をしなければならない。ただし、交付決定額の5分の1以下の軽微な変更はこの限りでない。

2 規則第4条及び第6条の規定は、前項の規定による補助金の交付決定の変更申請があった場合について準用する。

3 前項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付決定変更通知書（様式第4号）によるものとする。

（概算払）

第11条 補助金は、交付決定額の範囲内において、事前に補助金を分割して交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（月例報告）

第12条 補助事業者は、毎月8日までに、前月分の千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する月例報告書（様式第6号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第14条 規則第13条による通知は、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（交付請求）

第15条 規則第16条第1項により補助金の交付をしようとするときは、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消）

第16条 市長は、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（2）補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき

（3）補助金を補助対象事業の目的以外の用途に使用したとき

（4）補助対象事業に従事した新保育士等が移管先の民間保育園で勤務しないとき（市長の承認を得た

場合を除く。)

2 市長は、前項各号の規定により交付決定を取り消したときは、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金交付決定取消通知書（様式第10号）によるものとする。

(返還命令)

第17条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金返還命令書（様式第11号）によるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月21日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

別 表 1

従 事 時 間	6 時 間 を 超 え 8 時 間 3 0 分 以 下	4 時 間 を 超 え 6 時 間 以 下	2 時 間 を 超 え 4 時 間 以 下	1 時 間 以 上 2 時 間 以 下
率	1 0 分 の 1 0	4 分 の 3	2 分 の 1	4 分 の 1

別 表 2

対 象 経 費	区	分	従事時間（休憩時間を含む）ごとの補助単価（日額）の算出方法
---------	---	---	-------------------------------

		6 時間を超え 8時間30分以下	4 時間 超 え 6 時 間 以 下	2時間を超え 4 時 間 以 下	1 時 間 以 上 2 時 間 以 下
賃 金	新 施 設 長	こども家庭庁が発出する「私立保育所の運営に要する費用について」（共同保育従事年度に関するもの。以下「通知」という。）の「人件費関係」にて示す保育所職員の本俸基準額（職種「所長」）に40,000円を加えた額を20で除して算出した額に該当する区分に応じて別表1に定める率を乗じて得た額（算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）			
	新主任保育士	通知の「人件費関係」にて示す保育所職員の本俸基準額（職種「主任保育士」）に40,000円を加えた額を20で除して算出した額に該当する区分に応じて別表1に定める率を乗じて得た額（算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）			
	新 栄 養 士 新 看 護 師	通知の「人件費関係」にて示す保育所職員の本俸基準額（職種「保育士」）に40,000円を加えた額を20で除して算出した額に該当する区分に応じて別表1に定める率を乗じて得た額（算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）			

別 表 3

経験年数（※1）	個々の新保育士の補助基準額（月額）
11年以上	490,060円
10年以上11年未満	483,550円
9年以上10年未満	477,040円
8年以上9年未満	470,530円
7年以上8年未満	464,020円
6年以上7年未満	452,950円
5年以上6年未満	446,440円
4年以上5年未満	439,940円
3年以上4年未満	433,430円
2年以上3年未満	423,880円
1年以上2年未満	417,370円
1年未満	410,860円

※ 経験年数は、新保育士がこれまでに常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）として勤務していた施設・事業所（以下の（1）～（5）に該当するものに限る。）における勤続年月数（6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てとする。）とする。

- （1）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設・事業所

- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校及び第124条に定める専修学校
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に定める施設
- (5) 認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める施設をいう。）で以下に掲げるもの。
 - ア 地方公共団体における単独保育施策による施設
 - イ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設
 - ウ 企業主導型保育施設
 - エ 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設
 - オ アからエまでに掲げる施設以外の認可外保育施設が（1）の施設・事業所に移行した場合における移行前の認可外保育施設

別表 4

要件	別表3に加える額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇改善等加算区分3の要件を満たしていること。 ・ 法人が新保育士に対し、処遇改善等加算区分3に定める副主任保育士・職務分野別リーダー等に対する手当を支給する場合 	<p>個々の新保育士について、次の（1）～（3）のうちいずれか低い額及び当該金額に8,780/40,000を乗じて得た額（10円未満切り捨て）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）月額40,000円 （2）新保育士のうち補助事業者の既存園からの転籍者については「共同保育従事前の既存園での月毎の支給額」、新規採用者については「転職前の従前の園での月毎の支給額」 （3）法人が共同保育開始時点で新保育士に対して認定した処遇改善等加算区分3として支給する月額

別表 5

要件	補助額
<p>新保育士が、以下の（1）から（5）の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）法人が新保育士の宿舎として借り上げた施設に居住していること。 （2）雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、5年目の会計年度末までの者であること。 <p>なお、令和7年度に限り、対象者に次の者を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、6年目の会計年度末までの者であって、令和7年3月31日時点において「千葉市保育 	<p>個々の新保育士について、次の（1）及び（2）のうちいずれか低い額を新保育士全員分合算した額</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）月額の賃借料等に4分の3を乗じて得た額（100円未満切り捨て） （2）月額48,750円

士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱」に基づく補助対象（以下「宿舎借り上げ支援事業補助対象」という。）であった者。

イ 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、7年目の会計年度末までの者であって、令和6年3月31日時点から継続して、令和7年3月31日時点において宿舎借り上げ支援事業補助対象であった者。

ウ 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、8年目の会計年度末までの者であって、令和5年3月31日時点から継続して、令和7年3月31日時点において宿舎借り上げ支援事業補助対象であった者。

エ 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、9年目の会計年度末までの者であって、令和4年3月31日時点から継続して、令和7年3月31日時点において宿舎借り上げ支援事業補助対象であった者。

オ 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末までの者であって、令和3年3月31日時点から継続して、令和7年3月31日時点において宿舎借り上げ支援事業補助対象であった者。

（3）本人及び同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。

（4）平成24年度以前に法人が借り上げる宿舎に入居していないこと。

（5）雇用主の宿舎を正当な理由なく転居したことがないこと。

（6）本事業又は他の市町村（特別区を含む。）が実施する保育士宿舎借り上げ支援事業等（国の人材確保事業の実施に関する通知に基づくものをいう。）の補助対象保育士等であった法人等を令和7年4月1日以降に退職したことがないこと。

なお、やむを得ない事情による退職と認められる場合は、対象者とすることができる。